

平成28年5月12日

各 位

上場会社名 アールピバン株式会社  
 代表者 代表取締役社長 岩本 一也  
 (コード番号 7523)  
 問合せ先 取締役経営企画室長 樋口 弘司  
 (TEL 03-5783-7171)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成28年6月24日開催予定の第32期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第22条第2項及び第30条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第22条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第25条 ① (条文省略) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令で規定する金額のいずれか高い額とする。	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第25条 ① (現行どおり) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令で規定する金額のいずれか高い額とする。
第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第32条 ① (条文省略) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令で規定する金額のいずれか高い額とする。	第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第32条 ① (現行どおり) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または、法令で規定する金額のいずれか高い額とする。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成28年6月24日 (予定)

以上